

(様式例第11)

4 飯市病連第90号
令和4年10月4日

長野県知事 阿部 守一 殿

住 所 飯田市大久保町2534番地
申請者
氏 名 飯田市長 佐藤 健

飯田市立病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和3年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地
氏名	飯田市長 佐藤 健

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

飯田市立病院

3 所在の場所

〒395-8502 長野県飯田市八幡町438番地	電話 (0265) 21-1255
-----------------------------	-------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
0 床	4 床	0 床	0 床	403 床	407 床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 4床 ALSシミュレーター/喉頭ファイバースコープ/卓上輸液保温庫 多機能心筋計/ストレッチャー/生体情報モニター/電動診察台 生体情報モニターモジュール/テレメータ送信機/セントラルモニター/心臓マ ッサージシステム/除細動器/医療設備ユニット 超音波診断装置/ベッドバンウォッシャー/体外式ペースメーカー 血液ガス分析装置/パルスCOオキシメーター
化学検査室	(主な設備) 輸血製剤保管用冷蔵庫/顕微鏡/尿自動分析装置/側壁実験台/ホルター自動連 続血圧計/デントメーター/分光光度計/全自動血球分析装置/ ディスクッション顕微鏡/中央実験台/ユニット流し台/全自動グルコース分析 機/システム顕微鏡/自動電解質分析装置/ビリルビン濃度測定装置/多項目自 動血球分析装置/顕微鏡画像解析転送システム/超低温フリーザー/血液製剤照 射装置/HSトランスポートシステム/全自動免疫組織染色装置/医用写 真撮影装置/自動赤血球沈降速度測定器/自動浸透圧測定装置/血液ガス電解質 分析装置/全自動尿分析装置/全自動糖分析装置/全自動血液凝固分析装置/密 閉型自動固定包埋装置/バイオハザード対策用キャビネット/全自動輸血検査シ ステム装置/生化学自動分析システム/血液培養・抗酸菌培養検査装置/全自動 マイクロプレパレートEIA分析装置/自動血球洗浄遠心機/分光光度分析装置/ 血液ガス分析器
細菌検査室	(主な設備) 双眼顕微鏡/卓上小型遠心器/フラン器/側壁実験台/ユニット流台 中央実験台/クリーンベンチ/インキュベーター/細菌同定感受性装置
病理検査室	(主な設備) 全自動写真撮影装置/顕微鏡/ティッシュテック包埋システム/ オートスメアー/医用写真撮影装置/病理内眼標本保存真空装置/ 密閉式自動固定包埋装置/病理用切り出し台/側壁実験台/超低温フリーザー/ 暗室用流し/中央実験台/薬品保管棚庫/プレパレート自動封入装置/電子顕微 鏡装置及び関連機器/クリオスタッド/高級システム顕微鏡/大型滑走式ミク ロトーム/病理標本システム/自動染色装置/自動封入搬送装置/3人用ディス カッション顕微鏡装置/全自動免疫染色臨床用システム/ベアリング式ミク ロトーム
病理解剖室	(主な設備) 臓器標本撮影装置/病理用スライド標本スキャナ
研究室	
講義室	室数 1 室 収容定員 400 人
図書室	室数 1室 蔵所数 5,400 冊程度(雑誌系図書除く)
救急用又は患者 搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 18.90 m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	76.9%	算定期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	72.7%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		8,782 人
	B : 初診患者の数		11,415 人
	C : 逆紹介患者の数		8,309 人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
2	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
3	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
4	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
5	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
6	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
7	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
8	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
9	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
10	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
11	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
12	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
13	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
14	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
15	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
16	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
17	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
18	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
19	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
20	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
21	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
22	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
23	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
24	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
25	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	
26	医師		常勤 非専従	38.75 時間/週	

27	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
28	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
29	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
30	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
31	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
32	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
33	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
34	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
35	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
36	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
37	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
38	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
39	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
40	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
41	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
42	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
43	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
44	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
45	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
46	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
47	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
48	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
49	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
50	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
51	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
52	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
53	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
54	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	
55	醫師		常勤	非專從	38.75	時間/週	

56	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
57	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
58	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
59	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
60	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
61	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
62	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
63	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
64	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
65	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
66	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
67	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
68	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
69	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
70	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
71	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
72	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
73	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
74	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
75	醫師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
76	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
77	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
78	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
79	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
80	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
81	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
82	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
83	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	
84	看護師	常勤	非專從	38.75	時間/週	

85	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
86	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
87	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
88	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
89	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
90	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
91	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
92	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
93	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
94	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
95	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
96	看護師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
97	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
98	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
99	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
100	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
101	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
102	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
103	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
104	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
105	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
106	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
107	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
108	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
109	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
110	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
111	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
112	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	
113	診療放射線技師	常勤	非専従	38.75	時間/週	

114	診療放射線技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
115	診療放射線技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
116	診療放射線技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
117	診療放射線技師	非常勤	非專従	28.75	時間/週	
118	診療放射線技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
119	診療放射線技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
120	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
121	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
122	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
123	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
124	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
125	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
126	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
127	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
128	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
129	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
130	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
131	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
132	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
133	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
134	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
135	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
136	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
137	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
138	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
139	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
140	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
141	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	
142	臨床検査技師	常勤	非專従	38.75	時間/週	

143	臨床検査技師		常勤	非専従	38.75	時間/週	
144	臨床検査技師		非常勤	非専従	37.50	時間/週	
145	臨床検査技師		非常勤	非専従	20.00	時間/週	
146	臨床検査技師		非常勤	非専従	20.00	時間/週	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床		床
専用病床		12 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
		(主な設備) 天井吊型ファンフィルターユニット 6台 救急蘇生装置 8台	
救命救急センター	116.62 m ²	気管内挿管セット 3台 除細動器 2台 ペースメーカー 1台 心電計 3台 ポータブルX線撮影装置 1台 呼吸循環監視装置 1式 人工呼吸装置 2台 経皮的酸素分圧監視装置 1台 経皮的動脈血酸素飽和度測定装置 2台 微量輸液装置 28台 超音波診断装置 2台 心電図モニター装置 1式 電解質定量検査装置 1台 血液ガス分析装置 1台	可

4 備考

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
 既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	3,596 人 (2,055 人)
上記以外の救急患者の数	6,271 人 (1,478 人)
合計	9,867 人 (3,533 人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

放射線診断機器の共同利用 医療機関の延べ回数 1,008 (開設者と直接関係のない医療機関延べ数 999)
開放型病床の共同利用実績 (病床利用件数1,185件/(5床×365日)) 病床の共同利用率 64.82 %

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

1 放射線等画像診断機器(CT/MR/核医学) 利用方法や規定については別添のとおり
2 会議室 利用可能な会議室については別添のとおり
3 図書室 利用方法や規定については別添のとおり
4 開放型病床 5床設置 利用規定については別添のとおり

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有 無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名: XXXXXXXXXX
職 種: 一般事務

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
のむら内科医院	医療法人のむら内科医院	飯田市上郷飯沼1808-1	内科	無
フルタ眼科医院	医療法人フルタ眼科医院	飯田市上郷飯沼1909-19	眼科	無
藤が丘内科	後藤 晃	下伊那郡高森町下市田227	内科・循環器科	無
松尾医院	医療法人松尾医院	飯田市松尾久井2403	内科	無
すきがら医院	建石 徹	飯田市鈴加町1-24	内科	無
木下クリニック	木下 友順	飯田市鼎切石4087-6	内科・外科	無

慶友整形外科	廣本 明敏	飯田市上郷別府3367 - 8	整形外科	無
宮入皮膚科医院	宮入 宏之	飯田市鼎西鼎583 - 2	皮膚科	無
矢野こどもクリニック	医療法人矢野こどもクリニック	飯田市上郷飯沼1902 - 1	小児科	無
宮沢医院	宮沢 秀三	飯田市通り町4 - 1315	内科	無
ささき医院	医療法人佐々木医院	飯田市中央通3 - 44	内科・小児科	無
金田医院	金田 宣雄	飯田市高羽町2 - 2 - 1	内科	無
波多野医院	医療法人 秀成会	飯田市伝馬町1 - 46	内科	無
加藤医院	加藤 徳夫	飯田市鈴加町1 - 20	内科	無
松村内科クリニック	松村 武志	飯田市松尾久井1603 - 2	内科	無
下伊那赤十字病院	日赤 長野県支部	下伊那郡松川町元大島3159 - 1	内科・外科・小児科	無
浦野耳鼻咽喉科医院	浦野 英夫	飯田市大久保町2553 - 1	耳鼻咽喉科	無
源田内科医院	源田 菊男	飯田市宮の前4423 - 8	内科	無
矢高眼科医院	矢高 仰児	飯田市馬場町2 - 367	眼科	無
代田耳鼻咽喉科医院	医療法人源正会	飯田市東和町2 - 18	耳鼻咽喉科	無
健和会病院	医療法人(社団)健和会	飯田市鼎中平1936	内科・外科・小児科	無
飯田山本クリニック	萩野下 丞	飯田市山本3205	内科	無
曾我医院	医療法人社団文友会	飯田市鼎東鼎20 - 2	内科	無
橋上医院	医療法人健生会	下伊那郡阿智村駒場359-1	内科・外科・小児科	無
阿智村清内路診療所	阿智村	下伊那郡阿智村清内路90-1	内科	無
井上医院	井上 勝平	飯田市松尾代田580 - 1	内科・小児科・皮膚科	無
渡辺医院	医療法人信節会	飯田市白山町3丁目東3 - 2	泌尿器科・皮膚科	無
久田小児科医院	久田 俊和	飯田市知久町4 - 1239	内科	無
厚生連下伊那厚生病院	長野県厚生連	下伊那郡高森町吉田481 - 13	内科・整形外科	無
天龍村国民健康保険診療所	水谷喜雄	下伊那郡天龍村大字平岡924 - 1	内科・外科	無
医療法人杉浦整形外科	医療法人杉浦整形外科	飯田市北方2521 - 1	整形外科	無
和合へき地診療所	阿南町	下伊那郡阿南町和合920 - 1	内科・外科・小児科	無
富草へき地診療所	阿南町	下伊那郡阿南町富草4014	内科・外科・小児科	無
医療法人 西澤産婦人科クリニック	医療法人 龍川会	飯田市本町4 - 5	内科・産婦人科・皮膚科	無
泰阜村診療所	泰阜村	下伊那郡泰阜村3256 - 1	内科・外科	無

新野へき地診療所	阿南町	下伊那郡阿南町新野1222	内科・外科・小児科	無
菅沼病院	医療法人(社団)山力会	飯田市鼎中平1970	内科	無
康野整形外科リウマチクリニック	康野 公則	飯田市松尾上溝3152-4	整形外科・リハビリテ	無
さの小児科医院	佐野 武司	飯田市羽場坂町2345-8	小児科	無
中塚内科循環器科医院	医療法人 中塚内科循環器科医院	下伊那郡松川町元大島3775-3	内科・循環器科	無
健和会飯田中央診療所	医療法人(社団)健和会	飯田市鼎上山1552-1	内科	無
上松医院	上松 陽光	飯田市浜井町3468	内科・外科	無
安達整形外科医院	安達 徹	飯田市上郷飯沼1909-1	整形外科	無
松川町上片桐診療所	松川町	下伊那郡松川町上片桐2849-3	内科・小児科	無
飯田市立千代診療所	飯田市	飯田市千代932-5	内科・外科・小児科・脳神経外科	同一開設者
市瀬整形外科	市瀬 武彦	飯田市川路4825	内科・外科・整形外科	無
山崎医院	山崎 敬夫	飯田市南信濃和田423	内科・小児科	無
羽生循環器科内科	医療法人羽生循環器科内科	飯田市鼎一色45-2	内科	無
後藤医院	後藤 由也	飯田市伝馬町2-32	内科・脳神経内科・皮膚科	無
後藤医院	医療法人後藤医院	下伊那郡高森町上市田630-1	内科・小児科	無
清水医院	清水 貞男	飯田市三日市場1066	内科・外科	無
小坂クリニック	小坂 秀	飯田市座光寺3496-1	内科・小児科	無
飯田市立上村診療所	飯田市	飯田市上村844-2	内科	同一開設者
大鹿村立診療所	大鹿村	下伊那郡大鹿村大字大河原362	内科・外科	無
大鹿村釜沢へき地診療所	大鹿村	下伊那郡大鹿村大字大河原2436	内科	無
大鹿村梨原へき地診療所	大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塩1260-5	内科・外科	無
医療法人羽場医院	医療法人羽場医院	飯田市駄科536-3	整形外科・産婦人科	無
木下医院	木下 俊英	下伊那郡喬木村3255	内科	無
伊藤医院	伊藤 朝樹	飯田市龍江7058-1	内科	無
平谷村国民健康保険直営診療所	平谷村	下伊那郡平谷村1068-3	内科	無
横田医院	横田 敏範	飯田市大瀬木993-1	内科・消化器科	無
竹村整形外科医院	竹村通雄	下伊那郡高森町吉田471-3	整形外科・外科	無

長野県立阿南病院	長野県	下伊那郡阿南町北条2009 - 1	内科・外科・小児科・整形外科	無
三浦医院	医療法人三浦医院	下伊那郡喬木村849 - 10	内科・小児科	無
平岩ウィメンズクリニック	医療法人（社団）平岩ウイメンズクリニック	飯田市川路4938	産婦人科・内科	無
阿智村浪合診療所	阿智村	下伊那郡阿智村浪合1335	内科・小児科	無
矢澤内科・循環器科医院	医療法人 矢澤内科・循環器科医院	飯田市育良町2 - 17 - 1	内科	無
回生堂皮膚科クリニック	山田 秀樹	飯田市上郷別府3345 - 11	皮膚科	無
飯田病院	医療法人栗山会	飯田市大通1 - 15	内科・精神科・外科	無
飯田病院附属阿智診療所	医療法人栗山会	下伊那郡阿智村駒場465	内科	無
阿智村伍和診療所	阿智村	下伊那郡阿智村伍和4555	内科	無
山路医院	山路 隆胤	下伊那郡高森町吉田475	内科	無
中島耳鼻咽喉科医院	医療法人慶耳会	飯田市高羽町4 - 2 - 15	耳鼻咽喉科	無
かやの木診療所	医療法人（社団）健和会	飯田市中村76 - 1	内科・小児科	無
佐藤医院	医療法人健進会	下伊那郡根羽村1850 - 1	内科	無
輝山会記念病院	医療法人輝山会	飯田市毛賀1707	内科・外科	無
下久堅診療所	医療法人輝山会	飯田市下久堅知久平110	内科・外科	無
下條診療所	医療法人輝山会	下伊那郡下條村陽阜1	内科・外科	無
小沢医院	小澤 眞嗣	下伊那郡豊丘村大字神稲129	内科	無
飯田橋木下医院	木下 通博	飯田市西鼎615-1	内科・小児科	無
須田内科醫院	須田 成彦	飯田市座光寺3440	内科	無
みかさクリニック	木下 守	飯田市桐林1780-1	精・心内	無
森山医院	森山 聡	飯田市丸山町2-6804-3	内科・消化器	無
まるやまファミリークリニック	丸山哲弘	飯田市大瀬木1106-2	内科・小児科・リウマチ・消化器	無
中島医院	中島貞男	下條村陽阜2731	内科	無
尾地内科呼吸器科クリニック	尾地 優	高森町山吹4534-1	内科・呼吸器科	無
いちはし内科医院	市橋浩司	飯田市上郷黒田382-11	内科・呼吸器科	無
クリニックやながわ	柳川宗平	飯田市上郷黒田5807	内科・脳神経内科	無
こばやしクリニック泌尿器科 皮フ科	小林康宏	飯田市上郷飯沼1911-1	泌尿器科・皮フ科	無
古島内科胃腸科医院	古島哲雄	飯田市主税町5	内科・消化器科	無

瀬口脳神経外科病院	瀬口喬士	飯田市上郷黒田218-2	脳神経外科・リハ	無
高森眼科	飯島隆彦	高森町吉田2293	眼科	無
山岡整形外科	山岡清明	飯田市北方1742-1	整形外科・リハ	無
おおぎ整形外科	代田哲夫	飯田市東和町2-30	整形外科・リハ	無
すずおか内科クリニック	横田 昌	飯田市駄科1285-1	内科・血液内科	無
飯田中央眼科	甘利富士夫	飯田市鼎名古熊567-1	眼科	無
飯田病院附属仲ノ町診療所	医療法人栗山会	飯田市仲ノ町1-2	内科・リハ	無
売木村国保直営診療所	売木村	売木村695	内科	無
かみさと耳鼻咽喉科医院	中島淳治	飯田市上郷飯沼779	耳鼻咽喉科	無
上久堅診療所	医療法人輝山会	飯田市上久堅7513-5	内科・外科	無
くまがいクリニック	熊谷嘉隆	飯田市北方2428-1	外科・内科	無
ごうど眼科	医療法人頼母会	飯田市羽場町1-19-11	眼科	無
しばたファミリークリニック	柴田祐充子	飯田市上郷黒田1636-29	内科・外科・小児外科・皮膚科	無
高森レディースクリニック	医療法人ゆりかご	高森町山吹435-5	産科・婦人科・女性内科	無
宝クリニック	下平雅規	飯田市鼎名古熊2511	内科・糖尿病代謝内科	無
村松眼科医院	村松徳文	飯田市鼎西鼎600	眼科	無
アルプス歯科	伊藤昇	飯田市松尾代田1703-1	歯科	無
いずみ歯科クリニック	熊谷 泉	飯田市鼎一色268-1	歯科	無
伊藤歯科医院	伊藤隆祥	飯田市中央通り4-35	歯科	無
今村歯科医院	今村亮祐	飯田市川路7524	歯科	無
上松歯科医院	池田健蔵	飯田市本町1-15	歯科	無
牛木歯科医院	牛木猛雄	飯田市大通1-21	歯科	無
浦野歯科・小児歯科医院	浦野公成	飯田市大久保2553	歯科	無
太田歯科医院	太田明夫	飯田市小伝馬2-3605	歯科	無
大沢歯科医院	大澤晋	飯田市中央通り3-45	歯科	無
小澤歯科クリニック	小澤裕彦	飯田市松尾清水4817-1	歯科	無
かなえ歯科医院	佐々木伸一	飯田市宮の前4441-1	歯科	無
熊谷歯科医院	熊谷良次	飯田市白山3-東13-3	歯科	無
小林歯科医院	小林孝次	下伊那郡高森町下市田2940	歯科	無
さとう歯科医院	佐藤臣志	飯田市鼎中平2000-2	歯科	無
しぶさか歯科クリニック	渋坂崇	下伊那郡高森町山吹5860-2	歯科	無

しまだ歯科クリニック	島田陽介	飯田市大瀬木3878-1	歯科	無
城松村歯科医院	松村 浄	飯田市座光寺3901-1	歯科	無
古谷歯科医院	古谷隆一	下伊那郡高森町上市田166-7	歯科	無
松村歯科医院	松村雄郷・保典	飯田市上郷黒田335	歯科	無
みやじま歯科	宮島平一	下伊那郡泰阜村温田8345-13	歯科	無
宮内歯科医院	宮内正道	飯田市山本6000	歯科	無
向井歯科医院	向井真介	飯田市鼎名古屋2020-6	歯科	無
米山歯科医院	米山繁樹	下伊那郡松川町元大島3807-1	歯科	無
J Aみなみ信州歯科診療所	木下信也	飯田市鼎東鼎281	歯科	無
市瀬歯科医院	市瀬計彦	飯田市川路4825	歯科	無
小澤歯科医院	小澤幸彦	飯田市南信濃和田1083-3	歯科	無
片桐歯科クリニック	片桐信親	飯田市駄科719-6	歯科	無
加藤歯科医院	加藤進	飯田市大門町15	歯科	無
杏林歯科医院	宮澤真	飯田市松尾久井2402	歯科	無
久保田歯科医院	久保田隆嗣	飯田市鼎下山699-1	歯科	無
黒柳歯科医院	黒柳潔	飯田市座光寺3336-1	歯科	無
圭デンタルオフィス	松村圭章	飯田市上郷別府1675-1	歯科	無
高陵歯科医院	渡辺敏子	飯田市上郷黒田572-9	歯科	無
武井歯科医院	武井武久	飯田市中央通り4-18	歯科	無
にいみ歯科医院	新美好章	飯田市上郷黒田1486-2	歯科	無
西尾歯科医院	西尾豊	飯田市鼎切石4325-1	歯科	無
二ツ山歯科医院	伊壺悦子	飯田市山本488-6	歯科	無
まきうち歯科医院	牧内高	飯田市江戸浜町3415-6	歯科	無
宮崎歯科医院	宮崎順子	飯田市高羽町2-8-2	歯科	無
村沢屋歯科医院	遠山成信	飯田市南信濃和田1324	歯科	無
小澤第二歯科医院	小澤嘉彦	下伊那郡下條村陽阜745-1	歯科	無
下平歯科医院	下平克彦	下伊那郡松川町3265	歯科	無
にしじま歯科医院	西島明	下伊那郡喬木村869	歯科	無
水野歯科医院	水野邦彦	下伊那郡豊丘村神稻378-3	歯科	無
水野歯科医院	水野誠一	下伊那郡阿智村駒場520-1	歯科	無
宮川歯科医院	宮川達二	下伊那郡豊丘村神稻148	歯科	無
宮澤歯科医院	宮澤豊・進	下伊那郡松川町元大島1547	歯科	無
宮下歯科医院	宮下俊弘	下伊那郡松川町元大島3265-2	歯科	無

大鹿歯科医院	大鹿和完	飯田市鼎東鼎72-1	歯科	無
田口歯科クリニック	田口俊博	飯田市北方2452-1	歯科	無
長瀬歯科医院	長瀬 圭	飯田市本町3-1	歯科	無
松澤歯科医院	松澤賢二	飯田市上郷飯沼1797-1	歯科	無
松野歯科医院	松野文昭	飯田市松尾上溝2939-12	歯科	無
宮下歯科医院	宮下宏子	飯田市羽場町3-801-2	歯科	無
三宅歯科医院	三宅健一	飯田市主税町31	歯科	無
伊東歯科医院	伊東 敬	下伊那郡阿南町新野1147	歯科	無
吉川歯科医院	吉川正敏	飯田市馬場町2-104	歯科	無
平川歯科医院	平川 宰	下伊那郡喬木村小川6525-1	歯科	無
J Aみなみ信州歯科診療所	石田健	下伊那郡阿南町富草4216	歯科	無
アップロードデンタルクリニック	上松隆司	飯田市鼎名古屋2091-1	歯科	無
すみれ歯科矯正クリニック	木下龍二郎	飯田市大瀬木797-1	歯科	無
きらり歯科医院	桐原孝尚	飯田市鼎名古屋2528-5	歯科	無
ひだまり歯科	天野美和子	飯田市八幡町2130-7	歯科	無
歯科医院なかや	遠山清美	飯田市常盤台280-1	歯科	無

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

飯田市立病院登録医制度等実施要領

（目的）

第1条 飯田市立病院登録医制度等実施要領（以下「本要領」という。）は、飯田市立病院（以下「当院」という。）内に開放型病床を設置するとともに、当院の医療機器、設備及び情報等の開放とこれらの共同利用の促進を図りながら、紹介患者に対しては一貫性のある医療の提供を行うための登録医制度（主として飯田・下伊那圏内の医療機関を対象）を創設し、地域内医療の質の向上と充実発展を図ることを目的とする。

（開放型病床）

第2条 本要領における開放型病床とは、第5条における登録医の依頼により当院へ入院させることとなった患者に対して、診療及び指導を当院担当医師と共同して行うことのできる病床をいう。

- 2 当面、開放型病床5床を設置する。
- 3 開放型病床の運営につき必要な事項は、別に定める運用規則によるものとする。

（医療機器）

第3条 本要領における医療機器とは第1条の目的達成に必要な、診断、治療機器のうち、当面は放射線における画像診断機器に限られるものとする。

（設備及び情報等）

第4条 本要領における設備及び情報等とは、第1条の目的達成に必要な医療機器以外の設備と診療録を含む院内の情報をいう。

（登録医）

第5条 第1条の目的達成に賛同する医師又は歯科医師は、本要領に基づく登録医として、登録できるものとする。

- 2 登録や脱退に必要な手続き、登録内容の変更等については、別に定める運用規則によるものとする。

（登録医の身分と情報の提供）

第6条 当院における登録医の身分は、紹介患者の副主治医（当院担当医師が主治医）となるが、当院組織には属さないものとする。したがって、登録医は患者に対し、単独での方針に基づく診療や指導に関する権限は有しない。また、主治医を含めた病院職員への指示権限も持たない。

- 2 登録医は、当院への患者紹介に際して、必要とする診療情報の提供を行うものとする。

（診療及び指導）

第7条 紹介患者の外来診療や指導、入院の要否については、登録医の意見を十分に尊重するが、必要に応じて各診療科の担当医師（主治医）の判断により決定されるものとする。なお、外来診療においては共同的診療や指導は行わないものとする。

- 2 登録医の開放型病床における診療範囲は一般診察のみとし、投薬、検査及び

退院の決定等における指示については、主治医との協議により主治医がこれを行うものとする。

- 3 開放型病床における診療及び指導に関する最終的指示や権限及び責任は当院に帰属することから、登録医は患者及び家族等との対話等に心がけ、診療方針等をめぐって、主治医と意見の不一致がないように配慮するものとする。
- 4 登録医は当院指定の共同指導書等の記載により、診療報酬上の指導料の算定ができるものとする。
- 5 登録医の診療や来院等につき必要な事項は別に定める運用規則によるものとする。

(共同利用できる医療機器及び設備ならびに情報等)

第8条 第3条及び第4条に定める医療機器や設備及び情報等の共同利用については、別に定める運用規則、ならびに院内の規定を遵守するものとする。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項や、運用上の疑義については登録医と随時協議を行い、その都度決定するものとする。

附則

- 1 本要領中、地域医療支援病院承認を要件とする事項、または必要な施設基準の届出等を行うことによって実施される事項等がある場合には、関係する法律や届出または施設を含めた条件整備の後に適用されるものである。
- 2 本要領は平成16年7月1日から施行する。

開放型病床の運営及び登録医制度の運用に関する規則

飯田市立病院登録医制度等実施要領（以下「登録医制度」という。）に定める運用規則について、次により必要な事項を定める。

（登録及び脱会手続き、登録内容の変更に関する事項）

第１条 登録医制度第５条第２項に掲げる手続きについては次によるものとする。

１ 登録医の登録手続き

- （１）医師の登録は随時行い、医療機関ごとに登録届を病院事務局に提出することとする。（２名以上の医師が勤務する医療機関にあっては、必要項目を添付する。）
- （２）提出された登録届は院長の承認を得るものとする。院長承認後は登録医名簿に必要事項を登載するとともに、当該登録医に対して登録医証・登録カード（名札）を交付する。

２ 登録内容の変更

- （１）登録内容に変更が生じた場合、登録届（変更）を当院事務局に提出するものとする。
- （２）軽微な変更等については、適宜の方法により連絡をするものとする。

３ 登録医の脱退

- （１）登録医が登録を解除するときは、病院事務局に適宜の方法で連絡をし、登録カードの返却を行うとともに、必要に応じて登録医証を返納する。
- （２）病院事務局では、連絡にもとづき登録医名簿の抹消をする。

（開放型病床の利用及び登録医の診療や来院に関する事項）

第２条 登録医制度第２条第３項及び７条第５項における取り扱いは次によるものとする。

１ 開放型病床の利用申込みについて

- （１）開放型病床の利用申込みに関しては、直接的入院や転院または外来からの入院など経路が多岐にわたるため、その利用申し込みにあたっては登録医からの申し出により、当院医師と相談の上適宜決定されるものであること。
- （２）共同指導料の算定を伴う行為等の実施にあたっては、登録医が予め患者の了解を得ておくものとする。
- （３）開放型病床に空床のない場合は、その他の病床を利用するものとする。

２ 登録医の診療や指導に関する事項

- （１）共同診察や指導行為については、必用な都度、当院主治医へ事前連絡をして行うものとし、その記録を「開放型病院共同指導書」等に記載するものとする。また、必用に応じて退院に関する共同行為を行うものとするが、これについても主治医と協議し、了解のもとに行われるものであること。特に退院時の共同指導を行った場合においては、同様に診療録「退院時共

同指導書」等に記載し、退院後は基本的に登録医が主治医となり診療にあたる。

(2) 登録医は「開放型病院共同指導書」の控えを診療録に添付し、保険請求に用いる。退院時の共同指導を行った場合においては、同様に「退院時共同指導書」により保険請求を行う。

① それぞれの指導書は4部複写の所定様式による。

② 1枚目は患者又はその家族用、2枚目は当院主治医の診療録用、3枚目は当院医事課算定用、4枚目は登録医診療録用とする。

3 登録医の来院手続き

(1) 登録医は、当院主治医に事前連絡した後に来院するものとし、来院登録医来院記録簿に記名後、名札（当院でも用意）と白衣（原則持参ください。）を着用し病棟で共同診療や指導行為を行うものとする。

(2) 開放型病床利用以外の目的による来院においては、事前手続きを要しないものとする。

4 来院時間等について

(1) 登録医の診療時間は、原則として消灯時間の午後9時まで（ただし、緊急の場合はこの限りではない。）とし、診療日に制限はないものとする。

(2) 施設利用等における来院時刻（利用時間等）については、その都度関係部署と相談するものとする。ただし、純粋な見舞いによる来院については、当院の面会時間の規定によるものとする。

（共同利用できる医療機器及び利用方法に関する事項）

第3条 登録医制度第8条における取り扱いは次によるものとする

1 共同利用できる医療機器

(1) 共同利用できる医療機器は、MRI、CT、RI等の放射線における画像診断機器とする。

(2) 共同利用の方法は、従来の診療情報提供書による依頼を内容とするもので、その申し込みにあたっては、当院所定の様式（2号）によるものとする。

2 共同利用できる設備（登録医室・図書室・会議室・カルテ閲覧）

(1) 開放型病床におけるカルテ等の閲覧については、当該患者のみの情報に限られるものであり、これらの運用や手続きについては当院の規程によるものとする。

(2) 開放型病床以外の施設の利用に関しては、事前に当院医師や関係部署の了解を適宜の方法得ておくこととする。

(3) 上記以外で共同利用したい施設等がある場合は、当院医師等と相談の上適宜決定をすることとする。

（その他）

第4条 その他の事項は次に定めるものとする

1. 当院の臨時職員としての医師が、勤務として診療を行う場合においては、この規定に該当しない。

2. 各種研修会や検討会への参加案内、研修プログラムなど必要に応じて当院より登録医に配布（通知）する。

- 3 緊急時の対応を想定したものでないため、緊急時は従来どおり当院医師と直接連絡の上、適宜対するものとする。
- 4 本規則に定めのない事項や、運用上の疑義については登録医と随時協議を行い、その都度決定するものとする。また、当院の規定や慣例により取り決めのある事項については、それぞれの規定や慣例を優先するものとする。

附則

- 1 本要領中、地域医療支援病院承認を要件とする事項、または必要な施設基準の届出等を行うことによって実施される事項等がある場合には、関係する法律や届出または施設を含めた条件整備の後に適用されるものである。
- 2 本規則は平成16年7月1日から施行する。

○飯田市立病院会議室等の利用に関する規則

(主旨)

第1条 この規則は、飯田市立病院地域医療支援研修プログラムに基づき、共同的に会議室等を利用する際に必要とする事項を定めるものとする。

(会議室等)

第2条 この規則に定める会議室等とは、別に定める会議室本体をはじめ、備品として附属する机、椅子類等、会議室と一体で使用し得る全てのものをいう。

(利用対象となる事業)

第3条 利用の対象となる事業は、飯田市立病院地域医療支援研修プログラムに基づく研修会や講演会の他、地域医療支援のために登録医又は医師会が主催する研修や講演会とする。

(利用制限等)

第4条 医薬品メーカー等の営利目的に関係する研修事業等の場合には、内容を問わず利用できないものとする。

2 ただし、院長が必要と認めた場合についてはこの限りではない。

(利用申込)

第5条 会議室を利用しようとする者は、当院医師、看護師、関係技師、事務職員等と十分に調整を計った上で適宜申し込みを行い、内容確認がされたものについて、担当職員が責任を持って受け付けるものとする。

2 院内の慣例や担当部門の権限を越えての利用申込の受付はできないものとする。

(利用料金)

第6条 利用料金は不要とする。

2 ただし、事業の性質上利用料金の徴収が望ましい場合は、主催者等とその都度協議して決定するものとする。

(遵守事項)

第7条 会議室等を利用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議室等の室内又は備品をき損しないこと。
- (2) 備品等を院外に持ち出さないこと。
- (3) 物品の販売もしくはこれに類似した行為を行わないこと。

(使用後の管理)

第8条 使用者は会議室等の使用を終了したときは整理清掃を行うものとする。

附則

この規定は、平成16年7月1日から施行する。

別紙：共同利用会議室

○共同利用できる会議室等

会議室の名称	定員(人)	備考
講義室	80	禁煙 机・椅子・常設マイク施設 スクリーン・ホワイトボード 他
第2会議室	30	禁煙 机・椅子 等
第3会議室	25	禁煙 机・椅子 固定式
第4会議室	25	禁煙 机・椅子 等
在宅ケアステーション2階 第1会議室	35	禁煙 机・椅子
在宅ケアステーション2階 第2会議室	12	禁煙 机・椅子
在宅ケアステーション2階 第3会議室	12	禁煙 机・椅子
ビデオプロジェクター	1	院内利用可能
ビデオスクリーン	1	院内利用可能

飯田市立病院 登録医図書室利用案内

1 図書室の場所 南棟2階

2 利用時間 平日(月～金) 9:00～17:00 (土・日・祝祭日は利用不可)

3 利用方法等

- (1) ご利用にあたり、可能であれば事前に図書室までご連絡をお願いします。
- (2) 当院図書室入室に際しては名札を提示し、利用申込書に病院施設名及び氏名をご記入ください。
- (2) 雑誌・図書等についてはご自由に閲覧ください。
- (3) 文献検索については、係にお尋ねください。
- (4) 所蔵書類等のコピーは実費をご負担いただくこともあります。
- (5) 図書室内のパソコンは使用していただいて構いません。
 - ・ インターネット利用はご自由に行えます。
 - ・ 使用料負担はありませんが、料金の掛かるサイト閲覧やネットを利用しての注文等はお断りいたします。
 - ・ データのダウンロード・USBメモリ等の使用を禁止します。

4 その他

- (1) 閲覧を希望される資料等について事前にご連絡いただければ、予め用意することも可能です。(当院所蔵の図書及び資料に限る)
- (2) 所蔵書(資料)については、貸出はできません。
- (3) 不明な点については、係にお尋ねください。

連絡先 飯田市立病院 図書室

電話 0265-21-1255(内線2238)

FAX 0265-21-1265(直通)

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

開催日	研修会の名称	テーマ	参加者
令和3年5月19日	出前健康講座	床ずれについて	Zoomオンライン 11人 (院外10人)
令和3年6月16日	出前健康講座	床ずれについてII	Zoomオンライン 11人 (院外10人)
令和3年7月16日	出前健康講座	褥瘡研修会	集合/Zoomオンライン 49人 (院外48人)
令和3年8月6日	新型コロナウイルス抗原簡易検査キット研修会	抗原キットの扱いについて	8人 (院外6人)
令和3年8月23日	南信州脳卒中連携パス懇話会	症例検討会ほか	11人 (院外8人)
令和3年8月23日	大腿骨頸部骨折パス懇話会	症例検討会ほか	10人 (院外7人)
令和3年9月26日	新型コロナウイルス抗原簡易検査キット研修会	抗原キットの扱いについて	42人 (院外40人)
令和3年10月6日	出前健康講座	床ずれを防ごう	16人 (院外15人)
令和3年10月25日	緩和ケア講演会	緩和ケアの最近の話題	30人 (院外24人)
令和3年11月17日	出前健康講座	冬のインフルエンザ・ノロウイルス対策	67人 (院外66人)
令和3年12月17日	出前健康講座	がん相談支援	26人 (院外25人)
令和3年12月20日	南信州脳卒中連携パス懇話会	症例検討会ほか	36人 (院外31人)
令和3年12月20日	大腿骨頸部骨折パス懇話会	症例検討会ほか	30人 (院外23人)
令和4年1月16日	飯伊地域糖尿病療養指導士スキルアップ研修会	糖尿病の治療アップデート/グループワーク	Zoomオンライン 43人 (院外31人)
令和4年2月20日	飯伊地域糖尿病療養指導士スキルアップ研修会	糖尿病の治療アップデート/グループワーク	Zoomオンライン 26人 (院外19人)
令和4年3月17日	南信州脳卒中連携パス懇話会	症例検討会ほか	32人 (院外22人)
令和4年3月17日	大腿骨頸部骨折パス懇話会	症例検討会ほか	27人 (院外17人)

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	17 回
(2) (1) の合計研修者数	475 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有 無
 イ 研修委員会設置の有無 有 無
 ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
	医師	外科	院長		教育責任者
	医師	内科	副院長		
	医師	麻酔科	副院長		
	医師	糖尿病代謝内科	副院長		
	医師	泌尿器科	副院長		
	医師	循環器内科	副院長		
	医師	救命救急センター	技監		
	医師	乳腺内分泌外科	技監		
	医師	病理診断科	技監		
	医師	心臓血管内科	技監		
	医師	脳神経内科	技監		
	医師	総合内科	部長		
	医師	呼吸器内科	部長		
	医師	消化器内科	部長		
	医師	内視鏡センター	診療技監		
	医師	循環器内科	部長		
	医師	腎臓内科	部長		
	医師	内分泌内科	部長		
	医師	消化器外科	部長		
	医師	呼吸器外科	部長		
	医師	心臓血管外科	部長		
	医師	脳神経外科	部長		
	医師	整形外科	部長		
	医師	リハビリテーション科	部長		
医師	形成外科	部長			
医師	小児科	部長			
医師	新生児科	部長			
医師	皮膚科	部長			

	医師	産科	部長	
	医師	婦人科	部長	
	医師	眼科	部長	
	医師	耳鼻咽喉科	部長	
	医師	放射線診断科	部長	
	医師	放射線治療科	部長	
	医師	救急科	部長	
	医師	麻酔科	部長	
	医師	歯科口腔外科	部長	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
南棟3階 講義室A	165.90 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/演台/音響機器 (PA)一式/ビデオプロジェクター設備/スクリーン/無線LAN/回転白板
南棟3階 講義室B	132.76 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/演台/音響機器(講義室Aと共有)/スクリーン/無線LAN/回転白板
南棟3階 第1会議室	52.58 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/スクリーン/白板/無線LAN/ビデオプロジェクター/シャウカステン
南棟3階 第2会議室	21.80 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/テレビモニター/無線LAN
病棟2階 第3・第4会議室	98.53 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/スクリーン/白板/無線LAN
南棟2階 カンファレンスルーム1	19.63 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/テレビモニター/白板/無線LAN
南棟2階 カンファレンスルーム2	15.55 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/テレビモニター/白板/無線LAN
病棟1階 カンファレンスルームPC	33.89 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/スクリーン/無線LAN
病棟2階 研修室1	68.40 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/スクリーン/白板/無線LAN/ビデオプロジェクター設備/マイク設備
病棟2階 研修室2	34.20 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/スクリーン/白板/無線LAN/ビデオプロジェクター設備

病棟 4階 4西会議室	35.88 m ²	(主な設備) 会議用テーブル/椅子/スクリーン/ 白板/無線LAN
病棟 4階 シミュレーションルーム1	56.12 m ²	(主な設備) 無線LAN
病棟 4階 シミュレーションルーム2	56.12 m ²	(主な設備) 無線LAN
病棟 4階 シミュレーションルーム3	27.21 m ²	(主な設備) 無線LAN
病棟 4階 シミュレーションルーム4	27.21 m ²	(主な設備) 無線LAN
病棟 4階 シミュレーションルーム5	13.61 m ²	(主な設備) 無線LAN
病棟 4階 シミュレーションルーム6	13.61 m ²	(主な設備) 無線LAN

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 堀米直人
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		中央病歴管理室 (病院日誌については庶務課・診療日誌については各科外来)	「診療記録等開示マニュアル」のとおり
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携課事務室	「病院の管理及び運営に関する諸記録関係規程」のとおり
	救急医療の提供の実績	地域医療連携課事務室	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携課事務室	
	閲覧実績	地域医療連携課事務室	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携課事務室	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	院長 堀米直人
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	中央病歴管理室
閲覧の手続の概要	「診療記録等開示マニュアル」のとおり

前年度の総閲覧件数		0 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	0 件

様式例第 17 関係

診療記録等開示マニュアル

飯田市立病院

診療情報管理運営委員会

2000

診療記録等開示マニュアル

目的

飯田市立病院は、診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、病院と医療を受ける患者とが互いに信頼関係を保ちながら、共同して疾病を克服することを目的として、患者への診療情報の提供に努める。

定義

- (1) 診療情報 診療の過程で、医師またはその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た主観的、客観的情報。
- (2) 診療録 医師法第24条所定の文書。
- (3) 診療記録等 診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績表、エックス線写真、助産録、看護記録、その他、診療の過程で患者の身体状況、病状について作成、記録された書面、画像の一切。
- (4) 要約(書) 診療記録等の主要な内容を簡略にまとめたもの。

情報提供の一般原則

- ・ 医師は、患者に対して懇切に診療情報を説明・提供するよう努める
- ・ 診療情報は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録の開示等、具体的状況に即した方法により提供する。

診療記録等の開示による情報提供

- a 医師および医療施設の管理者は、患者が自己の診療録、その他の診療記録等の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応ずるものとする。
- b 医師および医療施設の管理者は、診療記録等の閲覧、謄写に代えて、要約書を交付することができる。
- c 診療記録等の開示の際、患者が補足的な説明を求めたときは、医師はできる限り速やかにこれに応ずるものとする。

診療録等の開示を求め得るもの

原則として次のとおりとする。

- (1) 患者が成人で判断能力がある場合は、患者本人。
- (2) 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。
但し、満 15 才以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 患者本人から代理権を与えられた親族。(委任状の提出)
- (4) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者。(委任状の提出)

診療録等の開示を求める手続き

- a 診療録等の開示を求めようとする者は、飯田市立病院の定めた方式により、飯田市立病院管理者に対して申し立てる。(診療記録等の開示申込書提出)
- b 申立人は、自己が[診療録等の開示を求め得るもの]に定める適式な申立人であることを証明する。
- c a 項の申立てを受けた市立病院管理者は、速やかに診療記録等を開示するか否か等を決定し、これを申立て人に通知する。

診療録等の開示などを拒みうる場合

医師および飯田市立病院管理者は、患者からの診療情報の提供、診療記録等の開示の申立てが、次の事由に当たる場合は診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部を拒むことができる。

- (1) 対象となる情報の提供、記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき。
- (2) 情報の提供、記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。
- (3) (1)(2)のほか、診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由があるとき。

申請人の身分証明

印鑑証明書、運転免許証の写し等で確認する。

費用の請求

診療記録開示の閲覧、謄写に要した代金(実費)を請求することができる。

別紙、開示に係る費用一覧。

開示相談、申請窓口

医療情報部病歴室とする。

開示対象の診療記録等

平成12年1月1日以降作成について適用する。

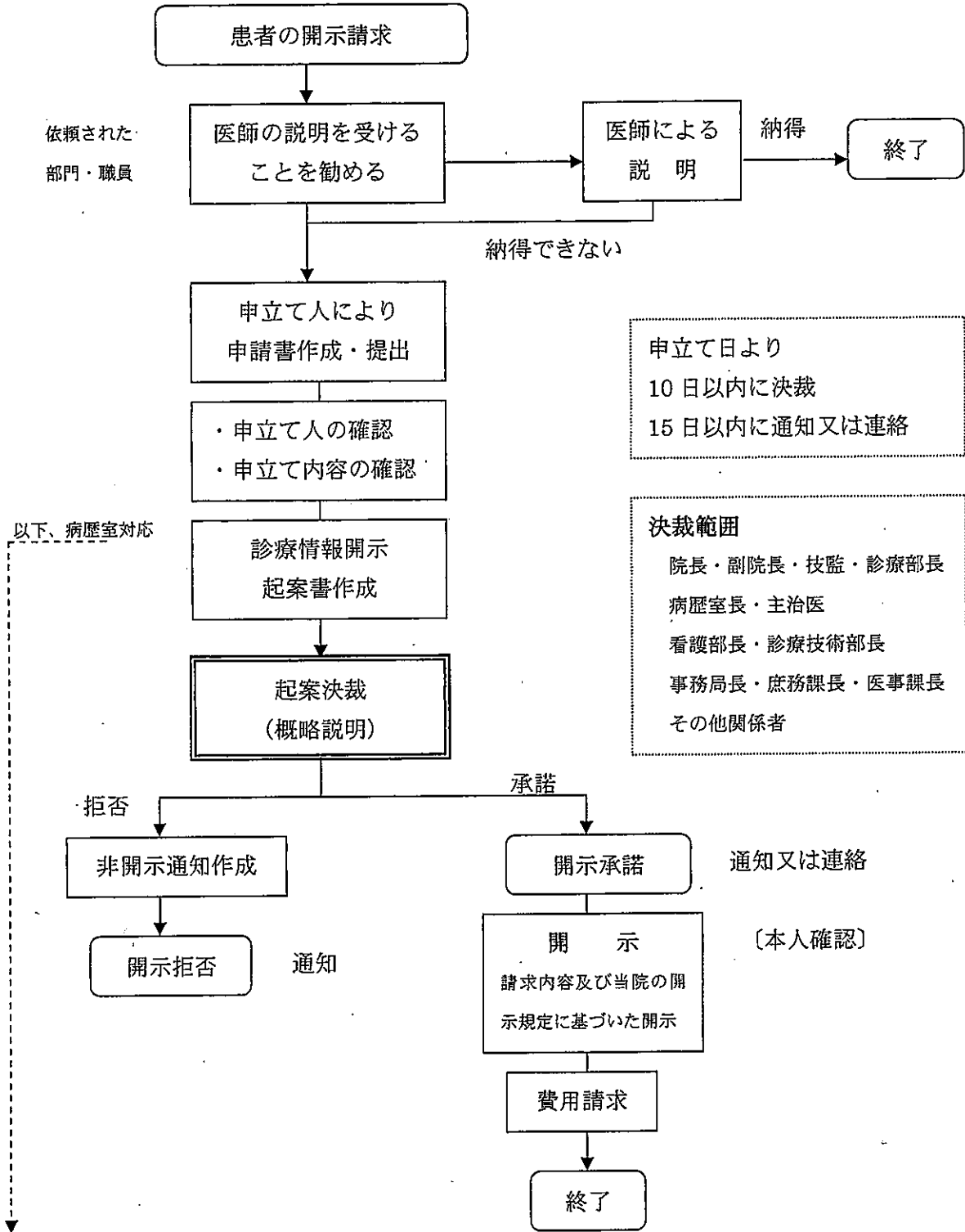
その他運用に関する資料及び書類

- ・ 開示運用フロー
- ・ 要約書（開示用：要約書での希望がある場合は本書を使用する）
- ・ 委任状（申込みが本人ではない場合、「開示申込書」に添付する）
- ・ 診療記録等の開示申込書
- ・ 診療記録等の開示許可通知書
- ・ 診療記録等の非開示通知書

付録

診療情報の提供に関する指針および実施にあたっての留意点（作成済み）

診療録等開示運用フロー



注) 診察等で、提供する検査データや説明書など当院で積極的に提示する情報は、この開示運用外とする。(開示請求不要)

要 約 書

_____様

年 月 日

飯田市立病院

記入者

役職名 _____

氏 名 _____ 印

患者氏名 _____ 様 性別 男・女 生年月日 明・大・昭・平・令 _____ 年 月 日生
診断名・手術名
通院・入院の目的
症状
検査・手術等の結果
(現在の)治療及び処方など
備考

委任状

(本人ではない場合)

私は、

氏名 _____

住所 _____

電話 _____

を代理人として、次の事項を委任します。

記

私に関する診療録(加付)等の開示を申請し、閲覧及び写しなどの交付を受ける件について。

年 月 日

委任者本人 _____ 印

委任状

第三者(保険会社等)の代理人

私は、

氏名

住所

電話

を代理人として、次の事項を委任します。

記

私に関する診療録(加付)等の開示を申請し、閲覧及び写しなどの交付を受ける件について。

年 月 日

委任者本人 _____ 印

(本人が委任出来ない状況の場合) 委任者家族 _____ 印

注) 第三者への開示は、開示目的以外の利用や不利益を被ることも考えられますので、このことを承知した上で委任して下さい。

飯田市立病院

診療記録等の開示申込書

年 月 日

飯田市立病院病院長殿

住 所 (〒 _____) _____

申込者氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり開示を申し出ます。

対象者氏名			
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日	性別(男・女)
対象者との関係	(本人・家族・他 _____) 代理の場合は委任状を提出して下さい		
いつ頃の 何 の	(_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月) 頃の (入院時・外来通院時・その他 _____) の 診療録(加行)・手術記録・麻酔記録・各種検査記録・X線写真 助産録・看護記録・温度板 その他 (_____)		
どのようなことを開示希望するのか情報内容をお書き下さい。			
開示の方法	口頭による説明・要約書の発行・閲覧・写しの交付・		

開示できる方は、成人本人、又は患者本人から代理権を与えられた親族（委任状の提出）です。これに該当しない場合は、係りにお尋ね下さい。

なお、申込の際には申出者を証明できるものをご提出願います。

診療記録等の開示許可通知書

飯 号
年 月 日

様

飯田市立病院

院長 堀 米 直 人 印

年 月 日付けで請求のありました診療情報の開示については、
開示することに決定しましたので次のとおり通知します。

日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
場 所	飯田市立病院 階
開示する 記 録 等	診療録(加行)・手術記録・麻酔記録・各種検査記録・X線写真 助産録・看護記録・温度板 その他 ()
開示方法	口頭による説明・要約書の発行・閲覧・写しの交付
備 考	

上記のとおり、日時を設定しましたが変更を希望される場合は、
年 月 日までにご連絡下さい。

連絡先 飯田市立病院 21-1255、医療情報部中央病歴管理室(内線 2260)

診療記録等の非開示通知書

飯 号
年 月 日

_____様

飯田市立病院

院長 堀 米 直 人 印

年 月 日付で請求のありました診療情報の開示について、審査の結果、次の理由から応ずることができないので通知します。

理由：

診療情報(カルテ)開示にかかる費用

① 飯田市条例により、実費以外の請求はできない。

説明又は要約書は、サービス行為とされる。

② 請求可能項目は以下のとおり。

費用区分	備考	金額
・診療記録等の複写	1枚につき(裏表2枚換算)	10円
・X撮影フィルム 大四ツ(一般撮影)の複写	1枚につき	500円
・X撮影フィルム 半切(CT,MR,アングロ)の複写	1枚につき	700円
・X撮影フィルム 四ツ(その他)の複写	1枚につき	400円

診療記録閲覧について

- ・当院職員が同席させていただきます。
- ・閲覧の際にメモをとることは構いませんが、筆記用具は当院で用意いたします。
- ・閲覧場所及び時間は後日連絡させていただきます。

様式例第 16 関係

病院の管理及び運営に関する諸記録関係規程

飯 田 市 立 病 院

「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧方法に関する基本的原則

飯田市立病院

目的

この原則は「病院の管理及び運営に関する諸記録」の重要性を鑑み、諸記録が散逸することなく、適切に保管管理業務を遂行すること、そして病院と登録医等とが共同診療をするにあたり、相互に十分な理解と信頼関係を保つことを目的とする。

第1条 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の範囲

この規程での「病院の管理及び運営に関する諸記録」とは、下記のとおりとする。

- (1) 共同利用の実績
- (2) 救急医療の提供と実績
- (3) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修実績
- (4) 閲覧実績
- (5) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績数を明らかにする帳簿
- (6) その他、病院の管理及び運営に関する記録に該当する帳票類等

第2条 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の取り扱い

病院の管理及び運営に関する諸記録」の重要性を鑑み、事務処理業務が適切かつ円滑に実施できるよう別に「事務処理規程」を定める。

第3条 閲覧の手続き等

閲覧の希望があった場合は、できる限り閲覧できるように努めるものとする。

なお、「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧は、当院が定めた申込書に従って請求者より、閲覧責任者である病院長に対し請求を受けるものとする。

当院の窓口は閲覧担当者である「地域医療連携課」担当者が対応し、閲覧の手続き等は、別に定める「病院の管理及び運営に関する諸記録 事務処理規程」に準ずる。

第4条 閲覧などを拒みうる場合

閲覧希望者からの請求が、次の事由にあたる場合には、閲覧の全部又は一部を拒むことができるものとする。

- (1) 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧目的が、第三者の利益を害する恐れがあるとき

- (2) 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧が、目的である相互の十分な理解と信頼関係を保つことができない恐れがあるとき
- (3) その他不相当とする相当な事由があるとき

第5条 閲覧の可否の決定

閲覧の可否の決定は、閲覧責任者である病院長がおこなうこととする。

第6条 基本的事項の見直し

必要に応じこの基本的事項の改廃は、病院長がこれを決定する。

第7条 施行

この基本的原則は平成15年4月1日より施行するものとする。

「病院の管理及び運営に関する諸記録」閲覧方法に関する事務処理規程

飯田市立病院

当事務処理規程は、「病院の管理及び運営に関する諸記録」の重要性を鑑み、諸記録が散逸することなく、適切に保管管理業務を遂行することができるよう定める。

また、別に定める『「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧方法に関する基本的原則』に添い、閲覧が円滑に進められるよう併せて制定する。

1 「病院の管理及び運営に関する諸記録」の取り扱いについて

- (1) 「病院の管理及び運営に関する諸記録」（以下「諸記録」という）とは、別定『「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧方法に関する基本的原則』第1条に該当する範囲である。
- (2) 諸記録は、丁寧に扱うとともに、処理、受け渡しを確実にを行い、「汚損、散逸又は紛失がないように注意するものとする。
- (3) 閲覧担当者は併せて諸記録に係る事務の運営・監督を行う
- (4) 閲覧担当者は諸記録提出の指示が合った場合には、速やかに遂行できるように保管管理業務一切を行うものとする。

2 閲覧依頼の受付

- (1) 閲覧の受付は、閲覧担当者である「地域医療連携課」の職員が対応する。
- (2) 受付時間は、8時30分から17時15分とする。
- (3) 閲覧を求め得る者が来院し、本人であることを閲覧担当者が確認した上で「閲覧申込書」（様式第1号）を受け付ける。原則として郵送による閲覧申込は不可とするが、止むを得ない事情がある場合は、閲覧責任者である病院長が認めた場合に限り、これを可とする。
- (4) 閲覧申込書の受付
 - ① 閲覧希望者から「閲覧申込書」の提出があった場合は、運転免許証・旅券・健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、年金手帳などの書類の提示を受け、閲覧希望者本人であることを確認する。その際、書類を謄写（コピー）するものとする。
 - ② 閲覧が決定された場合の閲覧希望日時を確認する。
 - ③ 「閲覧申込書」を正式に受け付けた場合は、謄写（コピー）し、控えとして閲覧希望者に渡すものとする。
 - ④ 「病院の管理及び運営に関する諸記録」閲覧受付・処理簿に記載する。

3 閲覧の決定

(1) 閲覧判断の期間

「閲覧申込書」を受け付けた日を1日目として算入し、10日以内に閲覧の判断をする。但し、事務処理上の困難、その他正当な理由により、閲覧の判断が出来ないときは、その期間を延長することができる。

(2) 閲覧の決定方法

- ① 閲覧目的が別定『「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧に関する基本的原則』の第4条「閲覧などを拒みうる場合」等に該当しないか確認する。
- ② 閲覧の可否の最終決定は閲覧責任者である病院長が行うものとする。
- ③ 閲覧希望事由に支障がある場合、閲覧可能範囲と閲覧を行わない範囲で分離し、出来る限り閲覧できるように努めるものとする。

1) 閲覧障害事由がない場合

- ① 別定『「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧に関する基本的原則』第4条に該当する事由がないと判断された場合は、閲覧希望者の閲覧希望日時を考慮し、「閲覧決定通知書」(様式第2号)をもって閲覧希望者に通知するものとする。

2) 閲覧障害がある場合

- ① 別紙『「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧に関する基本的原則』第4条に該当すると判断される場合は、「閲覧不可決定通知書」(様式第3号)をもって閲覧希望者に通知するものとする。

4 閲覧

(1) 閲覧の準備

閲覧担当者である地域医療部 地域医療連携課 地域医療連携係長は、事前に閲覧に必要な資料の確認を行う。

(2) 閲覧の立会い

「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧に当たっては、原則として閲覧担当者である地域医療連携課担当者が同席するものとする。閲覧担当者が同席できない場合は、委任された担当者が必ず同席するものとする。

(3) 閲覧

- ① 閲覧担当者は、閲覧者が閲覧希望者本人であるか身分の確認を行う。
- ② 閲覧者より補足的な説明を求められた場合は、閲覧担当者は出来る限りこれに応じるものとする。
- ③ 閲覧者より諸記録の謄写を求められた場合は、謄写を交付するものとする。

(4) 閲覧実施後

閲覧が行なわれた場合は、速やかに「病院の管理及び運営に関する諸記録」閲覧受付処理簿へ記載し、閲覧責任者である病院長へ報告する。

5 施行

この事務処理規程は平成 15 年 4 月 1 日より施行するものとする。

6 附則

この事務処理規定の改廃は、飯田市立病院地域医療推進委員会の審議を経て、病院長がこれを決定する。

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4 回	
委員会における議論の概要		
令和3年度 第1回飯田市立病院地域医療支援病院運営委員会		
開催日時	令和3年6月15日(火) 19:00～	
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度第3回運営委員会の報告について・令和2年度年間事業報告について・令和3年度事業計画(案)について・令和3年度事業実績報告(4-5月分)	
令和3年度 第2回飯田市立病院地域医療支援病院運営委員会		
開催日時	令和3年9月16日(木) 19:00～	
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度第1回運営委員会報告・令和3年度事業実績報告(4-7月分)・新型コロナウイルス検査実績報告	
令和3年度 第3回飯田市立病院地域医療支援病院運営委員会		
開催日時	令和3年12月23日(木) 19:00～	
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度第2回運営委員会報告・令和3年度事業実績報告(4-11月分)・圏域内の医師確保に係る現状報告	
令和3年度 第4回飯田市立病院地域医療支援病院運営委員会		
開催日時	令和4年3月10日(木) 19:00～	
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度第3回運営委員会報告・令和3年度事業実績報告(4-1月分)・広域消防本部救急搬送状況報告	

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（ご意見カード）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	医師・看護師・社会福祉士 事務局長・庶務課 医事課職員
患者相談件数	606 件
患者相談の概要	
<p>【相談窓口】 491 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談 432 件 ・意見要望 7 件 ・医療費 38 件 ・福祉・介護 14 件 <p>【ご意見カード】 115 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療関係 20 件 ・施設関係 17 件 ・事務関係 8 件 ・看護関係 41 件 ・診療技術関係 19 件 ・待ち時間 8 件 ・その他 21 件 <p>※内容は、複数区分に及ぶものがあります。(重複あり)</p> <p style="text-align: center;">【要望】</p> <p>要望・対策 ・入退院の際、コロナウイルス対策で家族が病棟へ入れないため、荷物運び用のカートがあると有り難い。</p> <p style="text-align: center;">【対応】</p> <p> ・カートを正面玄関に設置した。</p>	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式例第19-2) 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定めた事項

都道府県知事が定めた内容
実施状況

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	① 有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 機能評価 一般病院 2 機能種別版評価項目 3rdG : Ver. 2.0 認定期間 2020年1月24日～2025年1月23日 (交付日: 2020年2月7日)	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	① 有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 病院WEBサイト (地域医療支援病院の説明・地域医療連携に関する情報提供) 市立病院ニュース (年4回発行・医療情報連携システム、かかりつけ医推進のための情報提供) 院内デジタルサイネージによる電子広報 かかりつけ医推進ポスターの掲示 2次医療圏内市町村広報誌への「かかりつけ医を持ちましょう」PR広報	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	① 有・無
・退院調整部門の概要 地域における役割分担をより明確にするため、退院調整に関しては、早期介入早期支援を心掛けて いる。実務においては、地域医療連携課医療福祉係が中心となり、地域医療部退院調整看護師およ び各病棟担当のMSWが担当医及び病棟看護師長等との院内連携で退院支援を行っている。退院時 カンファレンスのコーディネーター役は医療福祉係MSWが担っている。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	① 有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 脳卒中地域連携パス 大腿骨頸部転子部骨折地域連携パス 5大がん地域連携パス (胃・大腸・乳・肝・肺の経過観察) ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 懇話会、診療情報連携システム [ism-Link] 活用に向けた検討、医師会各研究会で個別学習等	